

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する
一時金支給の受付・相談窓口について
(ご案内)

昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金の支給に関し、必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成31年4月24日に成立し、同日施行されました。

この一時金の支給手続き等の受付・相談は、福岡県が窓口となっていますので、施設の入所者及び介護サービス利用者の方からお問い合わせがございましたら、「**福岡県旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口**」をご案内くださいますようお願いいたします。

【福岡県の受付・相談窓口】

福岡県旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口 電話：092-632-5175（専用）

また、厚生労働省作成のリーフレットも添付しますので、施設等の窓口に掲示するなどご活用ください。

なお、本件の詳しい情報は、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html